

重要事項説明書

あなたに対する訪問リハビリテーションサービス提供にあたり、介護保険法に関する厚生省令40号5条に基づいて、当事業者が説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	医療法人篠田整形外科
主たる事務所の所在地	佐賀県武雄市朝日町大字甘久1420番地
法人種別	医療法人
代表者の氏名	理事長 篠田 毅 (医師)
電話番号	0954-23-6000

2. ご利用の事業所

施設の名称	医療法人篠田整形外科 訪問リハビリテーション
施設の所在地	佐賀県武雄市朝日町大字甘久206-3
事業所番号	4110611110
管理者の氏名	篠田 毅 (医師)
電話番号	0954-23-6000
ファクシミリ番号	0954-23-6002

3. 事業の目的と運営の方針

1. 要介護状態においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、リハビリテーションサービスを提供します。
2. 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場にたったサービスを提供します。
3. 地域との結び付きを重視し、市町村等保険者、居宅介護支援事業者、その他保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

4. 事故発生時の対応

利用者様に対する訪問リハビリテーションサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者様のご家族、利用者様に係る居宅介護支援事業所様に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また利用者様に対する訪問リハビリテーションサービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

5. サービスの提供及び内容

提供	指定訪問リハビリテーションサービスの提供に際しては、あらかじめ、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画書に沿ってサービスを提供します。
内容	1. バイタルサイン、身体、生活状況のチェック 2. 本人、家族への精神的支援（話を聞き、不安を取除く） 3. 本人への在宅での機能回復訓練及び訓練の助言、指導 4. 家族へのより良い介助方法の指導 5. 本人の住みやすいような家屋改造の指導 6. 日常生活用具の助言 7. ケースに応じて心身機能の維持回復を図り、日常生活全般の自立を援助します

6. 営業日

営業日	月曜日～金曜日	土曜日	※日曜日・祝日休み
営業時間	9：00～17：00	9：00～12：00	

※年末年始に関しては診療日が毎年変更するため、医師の診療日に準じて行う。

7. 職員体制

管理者	正規の勤務時間帯 8：30から18：00
理学療法士（兼務2名以上） 作業療法士（兼務1名以上） 言語聴覚士（兼務1名以上）	正規の勤務時間帯 8：30から18：00

8. 実施地域

実施地域	武雄市（朝日町・武雄町・橘町・北方町・山内町・武内町・川登町・若木町）大町町、嬉野市塩田町までとする。
------	---

9. 利用料

利用料	介護報酬告示上の額（居宅介護支援サービス費の1割又は2割、又は3割）
-----	------------------------------------

10. 苦情等申立窓口

担当者	森田悟史	電話	0954-23-6000	利用時間	9：00～17：00
佐賀県国民健康保険団体連合会		介護サービス苦情相談窓口		電話	0952-26-1477
杵藤地区介護保険事務所		電話	0954-69-8222		
武雄市役所健康課		電話	0954-22-9135		

*当施設以外に、上記相談窓口に対して相談・苦情を申し出る事が出来ます。

11. 第三者評価の実施の有無： 無

12. 協力福祉機関

福祉期間の名称	介護老人保健施設コスモス
所在地	武雄市武雄町大字永島13821
電話番号	0954-20-1231
サービス内容	入所、短期入所療養介護、通所リハビリテーション 居宅介護支援、在宅介護支援センター
入所設備	入所80床 通所40名

13. 具体的取り扱い方針

サービスの提供	<ol style="list-style-type: none"> 1. 正当な理由なく指定訪問リハビリテーションサービスの提供の拒否はできません。ただし、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用者に対して自ら適正な指定訪問リハビリテーションサービスを提供することが困難な場合は、適正な指定訪問リハビリテーションサービス業者を紹介します。 2. 利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定訪問リハビリテーションサービスを実施する上での目標を立て、その目標を達成するために、各リハビリ訓練などの具体的なサービス内容等を明記した訪問リハビリテーション計画を作成します。なお、必要に応じて訪問リハビリテーション計画を変更することがあります。
受給資格証の確認	<ol style="list-style-type: none"> 1. 指定訪問リハビリテーションサービスの提供を開始する際に、被保険者資格、要介護認定等の有無及び有効期間等の受給資格証の確認をさせていただきます。 2. 被保険者証に認定審査会意見が掲載されているときは、それを配慮してリハビリテーションを実施します。
居宅介護支援事業者との連携	指定訪問リハビリテーションサービスが円滑に提供できるように、居宅介護支援事業者その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
保険給付の請求のための証明書交付	法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションに係る利用料を請求した場合は、提供した指定リハビリテーションの内容、費用の額などを記載したサービス提供証明書を交付します。